

船橋市地域生活支援事業所の運営に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、船橋市地域生活支援事業所の登録に関する規則第3条に規定する障害者等日中一時支援事業の単独型で行う事業所の運営について必要な事項を定めるものとする。

(職員配置基準)

第2条 日中一時支援事業所の単独型でサービスを行う登録事業所（以下「登録事業所」という。）ごとに置くべき職員の員数は、利用者の数が15人までは、2以上。利用者の数が15人を超えるときは、2に、利用者の数が15を超えて又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とする。

(管理者)

第3条 登録事業所は、登録事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、登録事業所の管理運営上支障がない場合は、当該登録事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第4条 登録事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有するものとする。

(定員基準)

第5条 前条の規定に加え一人当たりの床面積は、概ね3.3平方メートルとする。

(利用者の家族との連携)

第6条 登録事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時の対応)

第7条 登録事業所は、現に当該事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規定)

第8条 登録事業所は、登録事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

五 利用者から受領する費用の額

六 その他運営に関する重要事項（苦情解決、秘密保持、記録の整備等）

附 則

この基準は、平成１８年１０月１日から施行する。